

塩谷町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町の人口の推移をみると、人口は減少傾向にあり、年齢3区分別人口の推移をみると、特に老年人口割合は全体の3割を超えるまでに増加しており、少子高齢化が進んでいる。就業人口は全体的に減少傾向にあり、特に第2次産業の減少が顕著に見受けられる。構成比では第1次産業及び第2次産業が一貫して減少基調にある。産業別就業人口では、製造業が最も多く、次いで農業、卸売業・小売業、建設業の順になっている。

(2) 目標

当町は、先端設備等導入計画の認定事業者を3とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町は、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町は、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当町は、同様の観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。本計画において労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等の導入計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 町税を滞納している者は対象としない。
- ・ その他町長が不適當と認める場合は対象としない。